

現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の 贈与税 相続税 の差額免除申請書

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第2号 第40条の7の10第25項第2号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の5第12項 第70条の7の6第13項

又は 第70条の7の5第13項 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の

免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

|             |    |    |
|-------------|----|----|
| 贈与者<br>被相続人 | 住所 | 氏名 |
|-------------|----|----|

1 この申請に係る事由の別

承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※該当する事由にレ点を付してください。

- ① 譲渡等（準用租税特別措置法（租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する租税特別措置法をいいます。以下同じです。）第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号）
  - ・ 譲渡等があった日 \_\_\_\_\_ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名・名称 \_\_\_\_\_ 住所・所在地 \_\_\_\_\_)
- ② 合併（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号）
  - ・ 合併が効力を生じた日 \_\_\_\_\_ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(吸収合併存続会社等の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_)
- ③ 株式交換等（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号）
  - ・ 株式交換等が効力を生じた日 \_\_\_\_\_ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(株式交換完全親会社等の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_)
- ④ 解散（準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号）
  - ・ 解散をした日 \_\_\_\_\_ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数 \_\_\_\_\_人

4 承継会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当

5 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等

|   | ① 取得年月日 | ② 贈与者（前の贈与者）<br>又は被相続人の氏名 | ③ 株式数又は金額<br>(株・口・円) | ④ ③のうち、譲渡等<br>した株式数又は金額<br>(株・口・円) | ⑤ ④のうち、免除を申請<br>するもの数又は金額<br>(株・口・円) |
|---|---------|---------------------------|----------------------|------------------------------------|--------------------------------------|
| イ | ・ ・     |                           |                      |                                    |                                      |
| ロ | ・ ・     |                           |                      |                                    |                                      |
| ハ | ・ ・     |                           |                      |                                    |                                      |

※ 承継会社の株式等のうち、特例（受贈）事業用資産である承継会社の株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④欄のみ、その株式数及び金額の合計額を記入してください。

(裏面に続きます。)

## 6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

|   |   |
|---|---|
| ① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額   | 円 |
| ② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ)<br>※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 | 円 |
| イ 譲渡等の直前において有していた特例対象株式等の数又は金額  | 円 |
| ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額  | 円 |
| ③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (ホの額に基づき再計算した金額)  | 円 |
| イ 対価の額  | 円 |
| ロ イのうち、株式等以外の財産の価額  | 円 |
| ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額   | 円 |
| ニ ハの2分の1に相当する金額 (解散による場合はハの金額)  | 円 |
| ホ イとニのいずれか大きい金額   | 円 |
| ④ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ)   | 円 |
| イ 特例事業受贈者・相続人等及び特例事業受贈者・相続人等と生計を一にする者が承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額  | 円 |
| ロ 承継会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額  | 円 |
| ⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① (特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②) - (③+④))  | 円 |

## 7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等

準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には(1)、準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には(2)に記載してください。

## (1) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

|   |   |
|---|---|
| ① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額 (6①)  | 円 |
| ② 納付する税額 (6③+6④ (合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産の交付がある場合には、イ+ロ))<br>再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (6③)のうち株式等以外の財産の価額 (6③ロ)に対応する金額 (6③×6③ロ/6③ホ)<br>※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 | 円 |
| イ   | 円 |
| ロ 剰余金の配当等の額 (6④)  | 円 |
| ③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (6⑤)   | 円 |
| ④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①-②-③)  | 円 |

## (2) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

|  |   |
|--|---|
| ① 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額 (6③+6④)      | 円 |
| ② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (6①-6②) | 円 |
| ③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額 (①+②)   | 円 |

|       |      |
|-------|------|
| 関与税理士 | 電話番号 |
|-------|------|

|   |           |      |    |    |          |
|---|-----------|------|----|----|----------|
| ※ | 通信日付印の年月日 | (確認) | 入力 | 確認 | 納税猶予整理番号 |
|   | 年 月 日     |      |    |    |          |

## 《 添付書類等 》

この申請書は、会社の設立に伴う特例(受贈)事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等(以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。)が、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、承継会社(当該現物出資により設立された会社をいいます。以下同じです。)の株式等の譲渡等その他一定の事由が生じたときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、差額免除の申請を行う場合には、譲渡等の一定の事由の生じた日から2か月以内(その事由の生じた日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人(包括受遺者を含みます。)が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内。以下「申請期限」といいます。)にこの申請書に係る書類を添付して提出する必要があります。

### 1 記載方法等

(1) 「1 この申請に係る事由の別」欄は、該当する事由にレ点を付してください。

なお、この申請に係る①から④の事由は、それぞれ次のとおりです。

イ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号」に該当する場合(①の事由)とは、承継会社株式等の全部又は一部を特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係のある者(以下「特別関係者」といいます。)以外の者に対して譲渡等(譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。)をした場合をいいます。

ロ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号」に該当する場合(②の事由)とは、承継会社が合併により消滅した場合(吸収合併存続会社等が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限り)をいいます。

※ 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。

ハ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号」に該当する場合(③の事由)とは、承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合(当該他の会社が特例事業受贈者・相続人等の特別関係者以外のものである場合に限り)をいいます。

※ 株式交換完全子会社等とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全子会社をいいます。

ニ 「準用租税特別措置法第70条の7の5第12項第4号又は第70条の7の6第13項第4号」に該当する場合(④の事由)とは、承継会社が解散をした場合をいいます。

(2) 「3 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数」欄は、譲渡等の対価の額(事由①の場合)、合併対価の額(事由②の場合)又は交換等対価の額(事由③の場合)が、それぞれ承継株式等の時価に相当する金額の2分の1以下である場合において準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の適用を受けるときに、これらの事由が生じた時の直前に承継会社の常時使用従業員であった者の数を記載してください。

※1 「合併対価の額」とは、吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。

2 「交換等対価の額」とは、他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。

3 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(3) 「3 承継会社の事業の継続が困難な事由」欄は、租税特別措置法第40条の8の5第22項第1号から第5号まで又は第40条の8の6第29項第1号から第5号までに掲げる事由のうち、該当する事由についてその規定を記載してください。

- (4) 「5 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」欄には、1の事由が①の譲渡等である場合において、その譲渡等がその特例対象株式等の一部の譲渡等であるとき又はその譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が承継会社の株式のうち特例対象株式等以外のものを有するときに、その譲渡等の直前において特例事業受贈者・相続人等が有していた承継会社の株式等について記載します。
- イ 「① 取得年月日」欄は、特例対象株式等については贈与年月日（免除対象贈与に係るものである場合には、前の贈与者に係る贈与年月日）又は相続開始年月日を記載してください。
- ロ 「前の贈与者」とは、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の全部又は一部の贈与が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合において、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者にその特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。
- (5) 「6 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算」欄は、次により記載します。
- イ ③欄の「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、③ホの額を租税特別措置法第70条の6の8又は第70条の6の1の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をした特例（受贈）事業用資産のその贈与若しくは相続又は遺贈の時ににおける価額とみなして同法第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。
- ロ ③イ欄の「対価の額」は、1の事由に応じ、特例対象株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額又は交換等対価の額を記載します。なお、1の事由が解散の場合には、零となります。
- ハ ③ハ欄の「特例対象株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- ニ ④欄の「剰余金の配当等の額」は、1の事由が生じた日以前5年以内に支払われたものについて、それぞれの金額を記載します。なお、給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (6) 準用租税特別措置法第70条の7の5第12項又は第70条の7の6第13項の規定による免除を受ける場合には、「7 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等」欄の(1)②の「納付する税額」を、申請期限までに納付する必要があります。

## 2 添付書類

- (1) 譲渡等に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し又は登記事項証明書その他の書類で、1の事由のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- (4) 準用租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には、1の事由に該当することとなった時の直前における承継会社の常時使用従業員の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類